

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社 代表者名 取締役社長 山口 紀夫 (コード番号 5103 東証第二部)

問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石 (TEL.04-7131-0181)

株主による新株式発行の差止の仮処分申立ての却下決定に関するお知らせ

当社は、平成20年6月12日の取締役会で決議した普通株式1,500万株の新株発行(以下「本件新株発行」といいます)につき、平成20年6月23日付けで当社株主である株式会社メアリーから差止の仮処分の申立てがなされておりましたが、平成20年6月26日、千葉地方裁判所松戸支部平成20年(ヨ)第39号において、当該申立てを却下する決定がなされましたので、おしらせいたします。

記

. 決定の概要

(1)決定日

平成20年6月26日

(2)決定の内容

本件申立てを却下する。

申立費用及び補助参加により生じた費用は債権者の負担とする。

. 当社の今後の対応

当社としては、今般の申立却下の決定により、当社募集株式の発行について法的な瑕疵・違法性はなく、その適法性が千葉地方裁判所松戸支部においても支持されたものと受け止めております。

従いまして、本件新株発行の払込み及び受渡は予定通り行われます。本件新株発行の概要につきましては、当社が平成20年6月12日付けで公表しました「第三者割当による第2回新株発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上